

## 始良市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、始良市（以下「本市」という。）が発注する「始良市新学校給食センター整備基本計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 1 業務名

始良市新給食センター整備基本計画策定支援業務委託

### 2 業務目的

本業務は、令和2年12月に本市が策定した「始良市立学校給食施設整備の基本方針」に基づき整備する学校給食センターの基本計画の策定業務を総合的に支援することを目的とする。

### 3 計画施設概要

- (1) 建設候補地 始良市増田468-1ほか 約4,800平方メートル
- (2) 給食数 6,500食/日程度
- (3) 供用開始 令和9年9月（予定）

### 4 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

### 5 業務着手に係る提出書類

本業務の受託者は、契約締結後7日以内に以下の書類を提出し、本市の承認を受けなければならない。また、これらに変更があった場合についても同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者・担当技術者届出書

### 6 業務の内容

- (1) 基本的な考え方の整理  
上位関係計画との関連性・位置付けや、学校給食に関連する法令、基準、指針及びその他計画策定に必要となる事項を整理する。
- (2) 施設整備の基本方針の整理
  - ア 安全・安心な給食の提供
  - イ 炊飯業務のあり方
  - ウ 食物アレルギー食への対応

- エ 食育の推進
- オ 災害時対応
- カ 環境への配慮

(3) 施設整備計画

- ア 整備計画をまとめる上で必要となる基本条件を整理する。
- イ 建設候補地の状況等を把握し、建築基準法などの法的条件や想定される周辺環境などの課題について抽出し、整理を行う。
- ウ 施設規模を検討する。
- エ 施設の配置を検討する。
- オ 学校給食衛生管理基準を踏まえた上での効率的なゾーニングを検討する。
- カ 施設の平面計画、構造計画及び外構計画を検討する。
- キ 新学校給食センターの整備に係る総事業費（厨房機器の概算費用などを含む。）のほか、受配校への搬入経路及び搬入場所の改修に係る費用並びに既存施設を解体する必要がある場合には、解体費用についても算定する。
- ク 事業スケジュールについて整理する。

(4) 事業手法の整理

市町村が実施した学校給食センターの整備・運営手法について調査・研究し、可能性のある事業手法について整理する。

## 7 協議及び議事録

- (1) 主要な打合せ協議は、初回、中間時3回、納品時の計5回程度とする。
- (2) 必要と認められる場合には中間時の打合せの回数を増やすものとする。
- (3) 受託者は、協議の都度、その内容に対する議事録を作成し本市の承諾を受けること。

## 8 成果品

- (1) 業務報告書 正・副2部
- (2) 基本計画書
  - ア 計画書 正・副2部（A4版、縦型、横書き、左綴じ）
  - イ 計画書（概要版） 正・副2部（A3版、横型、横書き）
  - ウ 資料編 正・副2部（A4版、縦型、横書き、左綴じ）
- (3) 上記成果品の電子データ1式
  - 成果品等は、データを次に掲げる形式で電子媒体に保存し、提出すること。また、製本可能な状態の体裁をPDF形式に整理・変換したファイルも合わせて提出すること。
  - ア 文書、表及びグラフ
    - Microsoft Office Word、Exel及びPower Point形式

- イ 写真
    - Jpeg形式
  - ウ 図面
    - Jww形式、DXF形式、SFC形式
  - エ イラスト等画像
    - EPS形式、Ai形式
- (5) 電子媒体
- CD-R又はDVD-R

## 9 提出書類及び成果品等についての共通事項

- (1) 受託者は、当該業務に係る成果品や資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (4) 受託者は、委託者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。
- (6) 受託者は、契約期間満了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受託者の責任において速やかに訂正等を行うものとする。